

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度3／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	観光政策課	令和3年度沖縄観光に関する県民意識の調査及び分析業務	令和3年10月27日	8,522,000	JTBF・ADSTAFF共同企業体 (代表会社) 公益財団法人日本交通公社 (構成会社) 株式会社アドスタッフ博報堂	(代表会社) 東京都港区南青山2-7-9 日本交通公社ビル (構成会社) 沖縄県那覇市鏡原町10-8	第167条の2 第1項第2号	本事業は、沖縄観光に関する県民の意識やニーズ及び行政に対する要望等について調査を行うものとなっており、プロポーザル方式により広く公募を行ったところ4社から応募があった。 企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は調査の実施体制や調査結果の活用などの点で優れていたことから評価が高く、契約の相手方として選定した。	
2	観光政策課	令和3年度観光統計実態調査(観光客の行動歴等調査)	令和3年12月9日	19,910,000	ODA共同企業体 (代表会社) 沖縄セルラー電話株式会社 (構成会社) ①DATUM STUDIO株式会社 ②株式会社アドスタッフ博報堂	(代表会社) 沖縄県那覇市松山1-2-1 (構成会社) ①東京都港区虎ノ門1-17-1 ②沖縄県那覇市鏡原町10-8	第167条の2 第1項第2号	本事業は、観光客の属性別の行動歴と観光施設等の混雑状況や人流について、リアルタイムなデータを継続的に取得する調査手法を検証するものとなっており、プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。 企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は調査の実施体制や有効性の検証方法などの点で優れていたことから評価が高く、契約の相手方として選定した。	
3	観光政策課	令和3年度沖縄県観光産業実態調査事業委託業務	令和3年10月4日	7,443,000	株式会社海邦総研	沖縄県那覇市久茂地2丁目9番12号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、提案の評価が高く、総合得点で最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	観光振興課	令和3年度観光客向け新型コロナウイルス感染防止対策周知事業委託業務	令和3年12月16日	106,506,000	(株)サン・エージェンシー	沖縄県那覇市字上之屋314-2 サンメディアビル2階	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ6社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、広告デザイン、利用媒体、広告掲出箇所を選定が観光客へ効果的に周知を図る上で優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
5	文化振興課	令和3年度しまくとぅば県民意識調査委託業務	令和3年12月27日	10,065,999	アドスタッフ博報堂・MEDIAFLAG共同企業体 (代表会社) 株式会社アドスタッフ博報堂 (構成会社) 株式会社MEDIAFLAG	(代表会社) 沖縄県那覇市鏡原町10-8 鏡原UビルII 2階 (構成会社) 沖縄県名護市豊原224-3 名護市マルチメディア館1F	第167条の2第1項第2号	公募により企画を募集し、令和3年12月21日に応募提案選定委員会を行って、事業委託団体を選定した。	
6	博物館・美術館	美術館 ¹⁹ 美術館企画展「琉球の横顔」にかかる展示設営作業委託	令和3年10月25日	1,113,305	琉球物流株式会社	沖縄県那覇市港町2-17-13	第167条の2第1項第2号	本事業は、「琉球の横顔」展に係る展示設営業務であり、展示する美術品の取り扱いには、専門的な知識や技術を持った作業員が必要となる。 琉球物流株式会社は、県内で唯一、美術品等を取り扱う専門の部門を有し、かつ技術講習の受講や「美術品梱包輸送技能取得士」の資格を持つ作業員を有する事業者であることから、契約の相手方として選定した。	特命随意契約

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (令和3年度3／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
7	スポーツ振興課	J1規格スタジアム整備事業アドバイザー業務委託	令和3年11月16日	2,000,000	琉球フットボールクラブ株式会社 代表取締役 倉林啓士郎	沖縄県沖縄市安慶田5-1-16	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、Jリーグ開催可能なJリーグスタジアム基準を満たしたスタジアムの整備条件等を検討するものである。</p> <p>琉球フットボール(株)は、県内唯一のJリーグクラブであるFC琉球を運営しており、Jリーグのスタジアム基準等に関して専門的な知見を有していることから、利用しやすい施設の整備、スタジアムの運営収支の改善や稼働率の向上を図るためには、同社の意見等を十分に踏まえ、適切に施設に反映していくことが必要である。このことに加えて、県内サッカー界、パートナー企業をはじめ県内経済界とネットワークを有している。</p> <p>上記の業務内容等を勘案した場合、契約を履行できる者は、琉球フットボール(株)に特定されるため、同社を選定した。</p>	特命随意契約
8	交流推進課	令和3年度多文化共生モデル等推進事業委託	令和3年11月17日	6,499,000	特定非営利活動法人沖縄NGOセンター 代表理事 渡邊 直美	宜野湾市宜野湾3丁目23番52号	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、県内の多文化共生社会の構築に向け、全国の事例やノウハウ等も取り入れた効果的なモデル事業実施のため広く公募を行い、プロポーザル方式により選定した委託業者と随意契約することとする。</p>	